

龍農第11号
令和8年1月14日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

龍ヶ崎市長 萩原 勇

市町村名 (市町村コード)	龍ヶ崎市 (08208)
地域名 (地域内農業集落名)	龍ヶ崎地区 (根町、城下、米町、水門、新町、上町、下町、砂町、高砂、直鯛)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月14日 (第3回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方 【変更なし】

(1) 地域農業の現状及び課題

龍ヶ崎地区は、地域の担い手は少ないが既に地域外の担い手による農地利用が進み、荒廃農地は比較的少ない地域である。

農業従事者の高齢化、減少は課題で、農地の荒廃を防ぐために、地域内で新規就農者の確保・育成を図りつつ、担い手への農地の集積・集約を進める必要性がある。

また、農地の区画や農道が狭いことから大型農業用機械が利用できないなど、農業経営の効率化を図る上で課題がある。担い手への農地集積を図りつつ、農業生産基盤整備の検討が必要である。

【龍ヶ崎地区の基礎データ】

農業経営体:15経営体 [農林業センサス2020]

農業従事者:15人 [農林業センサス2020]

農業従事者の年齢構成:75歳以上は5人、65歳以上75歳未満は4人、65歳未満は6人 [農林業センサス2020]

基幹作物:水稻

農地面積:250ha (田215ha、畠35ha) [農地台帳]

荒廃農地:3.6ha (田2.6ha、畠1.0ha) [荒廃農地の発生・解消状況に関する調査]

【協議の場における意見等】

- ・農地の区画が狭い。特に字六斗蒔は狭い。区画が狭いと大型農業用機械、スマート農業を活用できない。
- ・字大座、字谷道の一部を含めて、用水路の水が回ってこない農地があり、用水路の管理が課題。
- ・字野原は排水性が悪く、とにかく地盤が悪い。パイプライン化された区域は一部の範囲のみである。将来の耕作希望者はおらず、農地利用を続けるのなら、基盤整備が必要。
- ・自然用水の地域は、水が染み出していくので、小麦等転作の取組を行うには不向き。
- ・「田」の間に「畠」や「国有地」が点在しており、団地化するにあたり阻害要因となっている。
- ・畠地化を推進する支援策はあるが、田にする支援策はない。田を団地化するのに支援がほしい。
- ・大規模農家の一部に対して、草刈り等の管理が不十分との指摘があるが、集約化することで改善されていくと思う。
- ・乾燥調整施設等、規模拡大にあたっての設備投資が莫大。(市営等)共同利用できる施設を検討できないか。
- ・大量に発生するもみ殻の処分に困っている。他市ではごみ処理施設で無料で持ち込みを受け入れてると聞いた。
- ・周辺市町村からナガエツルノゲイトウが侵食してきている。今後の周知、対策が必要と思う。
- ・担い手の経営意向を共有すべき。行政機関が把握するだけでは、取組が進まず、意味がない。
- ・特に経営規模を拡大したい担い手の意向は、地域(地権者)に共有する機会を設けることが重要。

(2) 地域における農業の将来の在り方

- ・基幹作物は、水稻(慣行栽培)、甘藷等の露地野菜。
- ・担い手への農地集積、集約を進め、農地の大区画化、団地化を図り、農業経営の改善に努める。
- ・担い手による農地活用を進め、荒廃農地を発生させない地域を目指す。
- ・担い手による農地活用が困難な区域については、農業生産基盤整備を検討する。
- ・規模を拡大したい担い手の意向を地域に共有する機会を設けるように努める。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	249 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	249 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農業振興地域内の農地

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項 【変更なし】

(1) 農用地の集積、集約化の方針

農地中間管理機構を活用し、担い手に対する農地集積を進める。また、担い手の意向を地域で共有し、担い手の農地交換による農地集約化を進める。

(2) 農地中間管理機構の活用方針

地域全体の農地について、農地中間管理機構への貸し付けを進め、担い手の経営意向を勘案しながら、段階的に農地集約化を進める。

(3) 基盤整備事業への取組方針

農地中間管理機構の活用率向上を図りながら、農地の大区画化、汎用化、農道整備等の基盤整備事業の活用について、県・市等の関係機関と一体となって検討していく。

(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

地域計画に位置付ける「地域内の農業を担う者」の育成を基本としつつ、新たな担い手の確保を図り、農地のあっせんに努める。

(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

活用の方針はなし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/>	③スマート農業	<input checked="" type="checkbox"/>	④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ① 鳥獣の目撃・被害状況を共有し、被害拡大の防止に努める。
- ② 特別栽培米コシヒカリ(減農薬、減肥料)の産地拡大に努める。
- ③ ドローン、農地管理システム等のスマート農業を推進し、省力化、収量の向上を図っていく。
- ④ 龍ヶ崎市水田収益力強化ビジョンに基づく、畑地化、輸出の取組への参画に努める。
- ⑩ 特定外来生物(ナガエツルノゲイトウ等)の目撃・被害状況を共有し、被害の拡大防止に努める。